

1. 婦人相談所等の体制の強化について

配偶者からの暴力（以下「DV」という。）対策については、夫等の暴力を主訴とする相談件数が増加している状況を踏まえ、婦人相談所等におけるDV被害者の相談、保護等の支援の充実強化を図っているところである。

(1) 婦人保護事業費補助（負担金）について

- ① 婦人相談所一時保護所や婦人保護施設における心理療法担当職員および同伴児童への対応等を行う指導員の配置
- ② 婦人相談所や婦人保護施設における夜間警備体制の強化

(2) 婦人相談所運営費負担金

- ① 要保護女子等の移送等に係る経費
- ② 外国人婦女子緊急一時保護経費
- ③ 広域措置費

(3) 児童虐待・DV対策等総合支援事業について

- ① 休日・夜間電話相談事業および法的対応機能強化事業
- ② 配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業及び婦人相談所職員等への専門研修事業
- ③ 婦人保護施設退所者自立生活援助事業
- ④ 身元保証人確保対策事業

身元保証人確保対策事業については、婦人相談所一時保護所（民間エンター等の一時保護委託施設含む）、婦人保護施設、母子生活支援施設を退所するDV被害者等が、身元保証人を得られず、就職やアパート等の賃借ができないことがないよう平成19年度より実施しているところであるが、については、DV被害者等の自立支援として今後とも活用していただくようお願いしたい。

(4) 婦人保護施設の福祉サービス第三者評価事業について

福祉サービス第三者評価事業については、平成16年5月に都道府県推進会議組織や評価期間のあり方、社会福祉施設共通の評価基準、評価結果の公表等のガイドラインを定め、平成18年6月、婦人保護施設の評価基準ガイドラインを策定し、すでに周知されているところである。

については、今後とも貴管内の婦人保護施設に対し、第三者評価基準事業の受審を推進されたい。

さらに、障害があることや外国人であること等特別なニーズをもった被

害者等の相談や保護等に関しては、

- ① 安心こども基金(児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業)等を活用した施設のバリアフリー化の推進
- ② 専門通訳者養成研修の実施等を通じた通訳者の確保
- ③ 婦人保護啓発活動事業費を活用したDV相談・保護等に関する点字や外国語のパンフレットおよびリーフレット等の作成・配布
- ④ ノウハウのある一時保護委託契約先の活用等により、適切な対応をお願いしたい。

各都道府県においては、民間の支援団体を含む関係機関との連携、研修の充実等、被害者等の安全確保、支援の充実に向けた一層の取組をお願いする。

2. DV被害者等に対する保護支援等について

- (1) DV被害者に対する保護支援等については、婦人相談所、婦人保護施設、婦人相談員等により従来から行われてきたところであるが、平成21年5月に総務大臣から厚生労働大臣に対し、「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価」の結果として、「一時保護の機能の充実」についての勧告が行われた。同勧告を踏まえ、同年11月に家庭福祉課長名で通知を発出し、

- ① 夜間・休日を問わず、被害者の安全の確保、負担の軽減等も配慮しつつ、福祉事務所を經由していない申請の場合や、被害者が一時保護委託契約施設に直接来所した場合も含め、被害者の危険度や緊急度を勘案し、申請を受け付け、一時保護の要否を速やかに判断するなど柔軟かつ弾力的な対応を図ること

- ② 一時保護にあたっては、被害者の安全な保護・自立支援を円滑に進めるために、福祉事務所、警察等関係機関と速やかに連絡をとるなど、緊密な連携を図ること

等の留意事項をお示ししたところであるので、引き続き適切な対応をお願いしたい。

※「配偶者からの暴力の被害者の一時保護機能の充実について」(平成21年11月25日雇児福発1125第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)

- (2) DV被害者等であって妊娠中の単身女性について

DV被害者等であって保護の必要な妊娠中の単身女性については、母子生活支援施設への入所は認められていないところであるが、出産前後の心身が不安定な時期に、婦人保護施設や母子生活支援施設など

複数の施設を移ることは適切な環境にあるとは言えず、当該単身女性の継続的、安定的な保護を確保する必要がある。

一方、現行制度においても、都道府県の婦人相談所が一時保護の委託契約を締結している母子生活支援施設に、当該単身女性の一時保護を委託することができる取扱いとなっており、その際には、出産後、一時保護を終了し、福祉事務所が引き続き母子保護の実施を行うことにより、そのまま同じ母子生活支援施設に入所することが可能であるので、各都道府県の婦人相談所においては、一時保護の委託契約施設として母子生活支援施設の積極的な活用を検討するとともに、福祉事務所等との連携を密にし、当該単身女性の適切な保護が行われるようお願いする。

児童手当制度においては、DV被害者のみが子の監護を行い、生計同一である場合、又は、配偶者の監護が認められても被害者の方が子の生計を維持する程度が高い場合には、現に居住する市町村に対し、児童手当の申請を行うことにより、当該被害者の配偶者の児童手当を停止し、DV被害者が児童手当の支給を受けることができる取扱いとしているところである。今国会に法案を提出している子ども手当についても、同様の取扱いとする方向で検討がされている。申請の際には、DV被害者である旨の証明書を添付することとされており、証明書の交付申請があった場合の対応についてよろしくお願いするとともに、DV被害者に対して、こうした取扱いについて周知されたい。

3. 人身取引被害女性の保護支援等について

(1) 平成22年度予算案について

平成22年度予算案では、人身取引被害女性支援体制の強化を図るため、婦人保護施設において、通訳及びケースワーカー（外国人専門生活支援者）の派遣を外国人支援に実績のある民間団体等に依頼するための経費や医療費について補助することとしているので、被害者等の相談、保護等の支援を一層充実させるため積極的に活用されたい。

(2) 人身取引対策行動計画2009について

「人身取引対策行動計画」（平成16年12月策定、以下「旧計画」という。）が策定されてから5年が経過し、その間、人身取引事犯の認知件数が減少するとともに、適切な被害女性の保護が図られるなど、旧計画に基づく各種対策は大きな成果を上げたと言える一方で、ブローカー等が被害女性を偽装結婚させるなどして就労に制限のない在留資格をもって入国させるなど、人身取引の手口がより巧妙化・潜在化

してきている。こうした国内情勢や、我が国の人身取引対策に対する国際社会の関心の高さ等の内外からの指摘を踏まえ、このたび、犯罪対策閣僚会議（平成21年12月22日）において、「人身取引対策行動計画2009」（以下「新計画」という。）が決定されたところである。

新計画には、婦人保護事業に関連する事項として、

- ① 潜在的被害者に対する被害者保護施策の周知
 - ② 被害者に対する法的援助に関する周知等
 - ③ 中長期的な保護施策に関する検討
- 等が盛り込まれている。

(3) 婦人相談所等における支援について

人身取引被害女性の保護については、これまで23都府県において実績があるが、一方、被害女性はいつ、どこで保護されるか予測がつかないのが現状である。

厚生労働省は、人身取引被害女性を含む外国人女性対応のための通訳雇上費、人身取引被害女性の医療に係る経費（他法他制度が利用できない場合に限る）、医療機関や空港等への移送に係る経費については、婦人相談所運営費負担金に、一時保護所及び婦人保護医施設における心理療法担当職員の配置に係る経費については、婦人保護事業費負担金及び婦人保護事業費補助金に、弁護士等による法的な援助や調整を行う法的対応機能強化事業の実施に係る経費については、児童虐待・DV対策等総合支援事業にそれぞれ計上しているところである。

各都道府県においては、これらの人身取引被害女性の保護・支援に係る経費の予算確保に努めていただくとともに、人身取引被害女性を保護した際に、実施可能な支援内容を被害者に通訳確保を行うなどして適切に説明するとともに、国庫補助（負担）金の有効な活用を図るようお願いする。

また、各都道府県においては、警察、入国管理局、国際移住機関（IOM）等と緊密な連携を図りながら、今後も引き続き、人身取引被害女性に対する適切な保護・支援を実施いただくようお願いするとともに、婦人相談所が、国籍を問わず、各般の問題を抱えた女性の相談・保護に応ずる機関であることについて、潜在的な人身取引被害女性が認識できるよう配慮しつつ、各都道府県域に対して広報・周知していただくようお願いする。

(4) 関係機関との連携について

人身取引被害女性への対応における留意点等については、平成18

年3月に厚生労働省が民間シェルター等の協力を得て作成し、婦人相談所等の関係機関に配布した「婦人相談所における人身取引被害者支援の手引き」等で示してきたところであるが、政府関係省庁において、今後の検討状況について、適時情報提供していくこととしたいので、あわせてご留意いただきたい。

今後とも婦人相談所職員への専門研修等の場において、人身取引等外国人被害女性に対する相談・保護を課題として取り上げるなどにより、人身取引や被害女性の実態等について知見を深めていただくようお願いする。その際には、すでにノウハウを有している民間団体等の協力を得るなど、有効な研修等の実施をお願いする。

(5) 人身取引被害者が児童の場合について

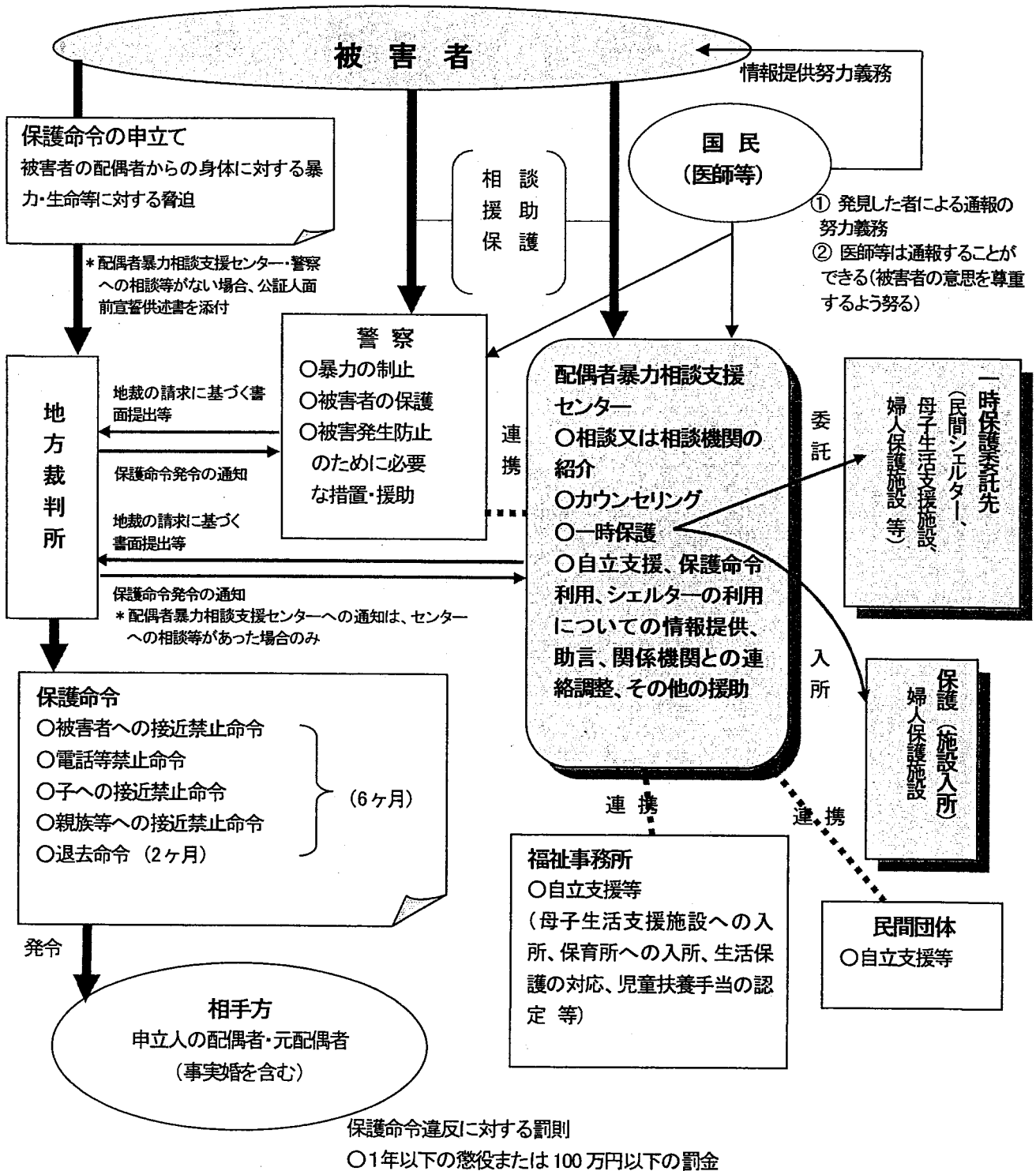
人身取引対策行動計画において、「被害者が児童である場合は、必要に応じて児童相談所と連携して適切な支援の措置を講ずる」こととされており、今後とも婦人相談所と児童相談所の密接な連携の下、適切な保護をお願いする。(保護実績：平成17年度5人、平成18年度1人)

4. その他

婦人保護事業実施状況報告等について

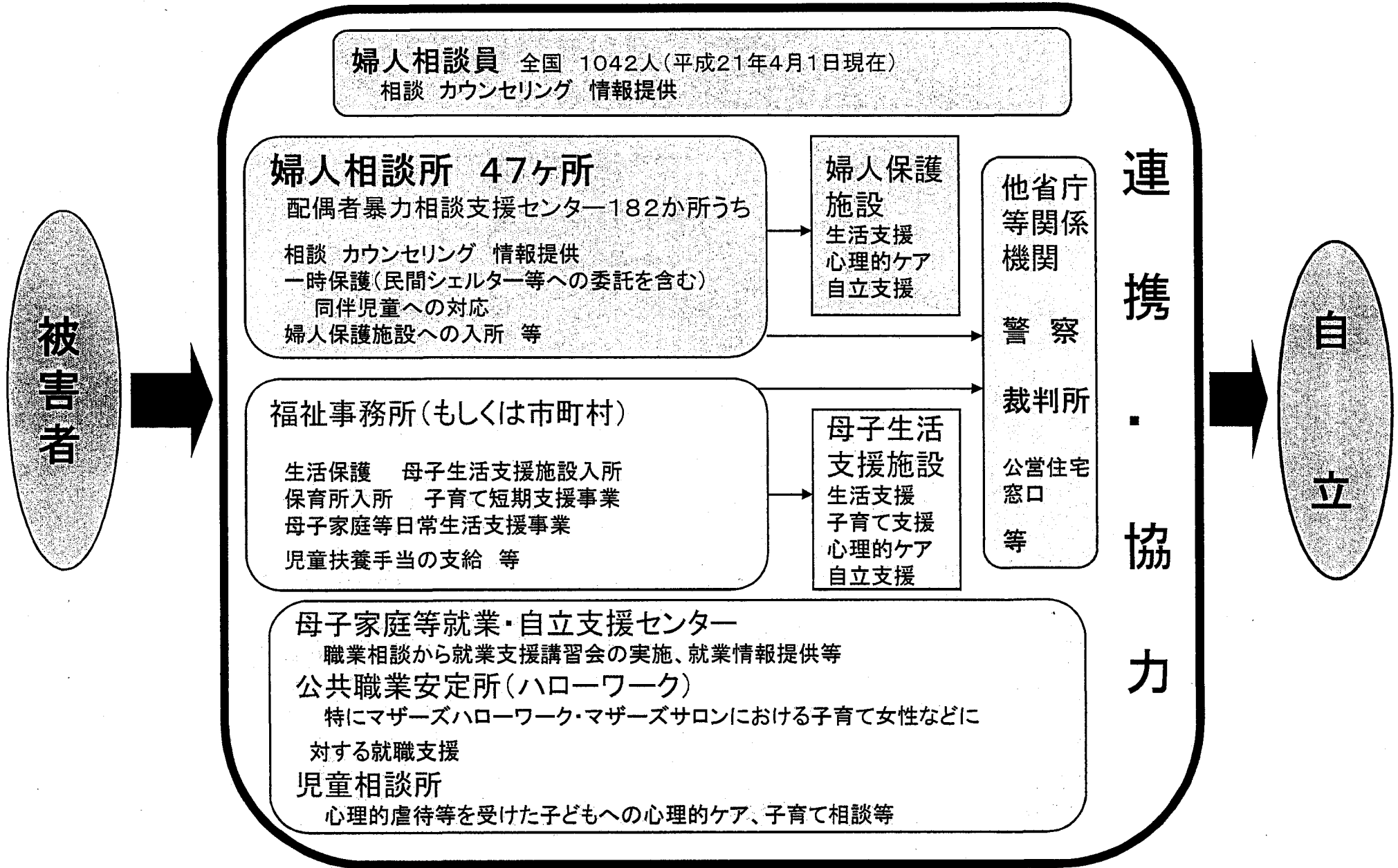
例年行っている婦人保護事業実施状況報告及び婦人保護事業実態調査については、今年も行う予定であり、ご協力をお願いしたい。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 に関する法律の概要（チャート）



「STOP THE 暴力」(内閣府男女共同参画局) より

厚生労働行政におけるDV被害者の自立支援の取組について



平成20年度 婦人保護事業実施状況報告の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

婦人保護事業実施状況報告は、全国の婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設の状況を、各都道府県の婦人保護事業担当部局に調査し、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課が行政資料として把握したものである。

(以下は、平成20年4月1日～平成21年3月31日の状況である。)

1 婦人相談所の業務

婦人相談所は、売春防止法第34条に基づき、各都道府県に設置されており、要保護女子に関する各般の問題について相談を行い、必要な調査や医学的、心理学的、職能的判定とこれらに附随した指導を行い、一時保護を行うことを主たる業務としている。

また、平成14年4月からは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV法」という。)第3条により配偶者暴力相談支援センターとしての役割を果たすこととなった。

さらに、平成16年12月からは、人身取引対策行動計画に基づき、人身取引被害者への支援を行っている。

(1) 相談別状況

婦人相談所において受け付けた相談実人員は、来所相談、電話相談等を合わせて137,439人(暴力被害男性を含む)であった。

種別	総数	来所による相談			巡回相談、出張相談による	電話相談		その他(手紙等)
		電話・巡回相談等の来所指示による	外国人からの相談	巡回相談、出張相談による		夜間相談		
実人員	(100%) 137,439	(13.0%) 17,815	2,854	1,072	(0.3%) 477	(86.0%) 118,159	24,907	(0.7%) 988
延人員	(100%) 230,376	(33.9%) 78,111	12,274	4,503	(0.4%) 911	(63.9%) 147,212	30,486	(1.8%) 4,142

(2) 来所による相談実人員の主訴別内訳

(1)の来所による相談のうち、夫等の暴力を主訴とする実人員は9,364人であり、実人員総数の52.7%にあたる。

総数	夫等の暴力	離婚問題 家庭不和	帰宅先なし、 住居問題	親族間の 問題	子どもの 問題	医療関係	経済関係	人身取引 売春強要 など	その他
(100%) 17,781	(52.7%) 9,364	(12.5%) 2,229	(8.4%) 1,486	(4.9%) 869	(4.4%) 791	(3.4%) 608	(2.4%) 421	(0.5%) 90	(10.8%) 1,923

※暴力被害男性(34人)は含まない。

(3) 一時保護の状況

一時保護は、売春防止法に基づき、要保護女子の婦人保護施設への収容保護又は関係諸機関への移送等の措置が採られるまでの間行うほか、短期間の更生指導を必要とする場合等に行われる。

またDV法により、配偶者からの暴力被害者及びその同伴する家族の一時保護を行うこととされ、母子生活支援施設、民間シェルター等一定の基準を満たす者には一時保護の委託が可能となっている。

さらに、人身取引対策行動計画に基づき、被害者の一時保護（委託を含む）を行っている。

	実 人 員	うち一時保護委託分	延 べ 人 員	うち一時保護委託分
要保護女子等	6,613	1,767	96,108	26,475
同伴する家族	5,532	2,149	80,889	29,728

(4) 在所者の一時保護時の主訴別内訳

総数	夫等の暴力	帰宅先なし、住居問題	親族間の問題	子どもの問題	人身取引・売春強要など	医療関係	経済関係	離婚問題・家庭不和	その他
(100%) 6,613	(70.6%) 4,666	(14.3%) 947	(4.4%) 291	(3.0%) 198	(1.3%) 83	(0.8%) 56	(0.8%) 54	(0.7%) 45	(4.1%) 273

※在所者とは、前年度末在所者と平成20年度に新規に入所した者で、当該年度中1日でも在所した者をいう。

(5) 一時保護後の状況

総数	自立	帰宅	帰郷	福祉事務所	婦人保護施設	友人宅・知人宅	民間団体	病院	その他
(100%) 6,343	(18.6%) 1,177	(18.1%) 1,145	(17.2%) 1,089	(15.5%) 985	(12.0%) 764	(4.8%) 304	(3.8%) 238	(2.3%) 144	(7.8%) 497

2 婦人相談員の業務

婦人相談員は、売春防止法第35条に基づき、社会的信望があり、熱意と識見を持っている者のうちから、都道府県知事又は市長から委嘱され、要保護女子の発見、相談、指導等を行うこととされている。

また、DV法第4条により、配偶者からの暴力被害者の相談、必要な指導を行うこととされた。

平成21年4月1日現在、47都道府県444名（うち婦人相談所223名）、266市区598名、合計1,042名の婦人相談員が全国に配置されている。

(1) 相談別状況

種別	総数	来所による相談			巡回相談、出張相談による	電話相談		その他（手紙等）
		電話・巡回相談等の来所指示による	外国人からの相談	夜間相談				
実人員	(100%) 119,426	(51.8%) 61,847	3,856	3,124	(2.6%) 3,049	(45.1%) 53,889	1,243	(0.5%) 641
延人員	(100%) 255,614	(58.4%) 149,208	9,225	8,857	(3.3%) 8,515	(37.6%) 96,219	1,939	(0.7%) 1,672

※婦人相談所以外の福祉事務所等に配置される婦人相談員が受け付けた相談。

(2) 来所による相談実人員の主訴別内訳

(1)の来所による相談のうち、夫等の暴力を主訴とする実人員は15,515人であり、実人員総数の25.1%にあたる。

総数	夫等の暴力	離婚問題 家庭不和	経済関係	医療関係	帰住先なし、 住居問題	子どもの 問題	親族間の 問題	人身取引 売春強要 など	その他
(100%) 61,813	(25.1%) 15,515	(19.9%) 12,301	(16.8%) 10,375	(9.2%) 5,659	(8.4%) 5,184	(6.2%) 3,856	(3.7%) 2,263	(0.1%) 70	(10.7%) 6,590

※暴力被害男性(34人)は含まない。

3 婦人保護施設の業務

婦人保護施設は、要保護女子を収容保護する施設で、都道府県、市町村又は社会福祉法人が設置することができる。(売春防止法第36条)平成21年4月1日現在40都道府県に50か所設置されている。

また、DV法第5条により、配偶者からの暴力被害者の保護を行うことができることとなった。

(1) 入退所状況

	前年度末在所者	当該年度中 新規入所者	当該年度中 退所者	当該年度末 在所者	当該年度中 在延者
要保護女子等	511	823	817	517	190,810
同伴する家族	63	466	488	41	17,823
うち同伴児	63	460	482	41	17,732

(2) 在所者の入所時における主訴別内訳

在所者の主訴別入所の内訳をみると、在所者総数のうち、「夫等の暴力」を主訴とする者が39.1%にのぼり、次いで「帰住先なし・住居問題」を主訴とする者が29.1%にのぼる。

総数	夫等の暴力	帰住先なし、 住居問題	医療関係	親族間の 問題	子どもの 問題	人身取引 売春強要 など	経済問題	離婚問題 家庭不和	その他
(100%) 1,334	(39.1%) 522	(29.1%) 388	(12.4%) 165	(6.1%) 82	(3.2%) 43	(2.8%) 37	(2.2%) 29	(1.3%) 17	(3.8%) 51

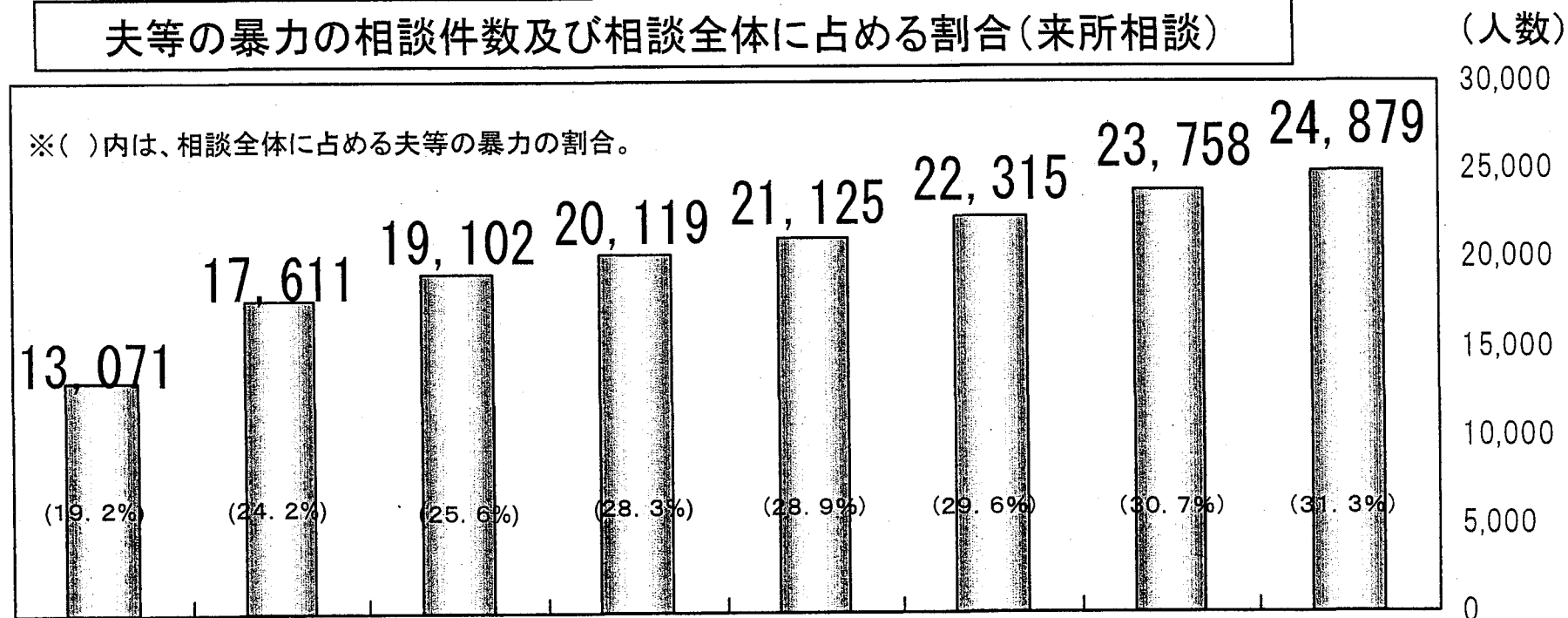
※在所者とは、前年度末在所者と平成20年度に新規に入所した者で、当該年度中1日でも在所した者をいう。

DV被害者等の相談・保護等の状況について

婦人相談所及び婦人相談員による相談

○ 婦人相談所及び婦人相談員における夫等の暴力の相談件数は年々増加。

夫等の暴力の相談件数及び相談全体に占める割合(来所相談)



H13年度 H14年度 H15年度 H16年度 H17年度 H18年度 H19年度 H20年度

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人相談所及び婦人相談員における「夫等の暴力」を主訴とする
来所による相談件数(都道府県別)の推移

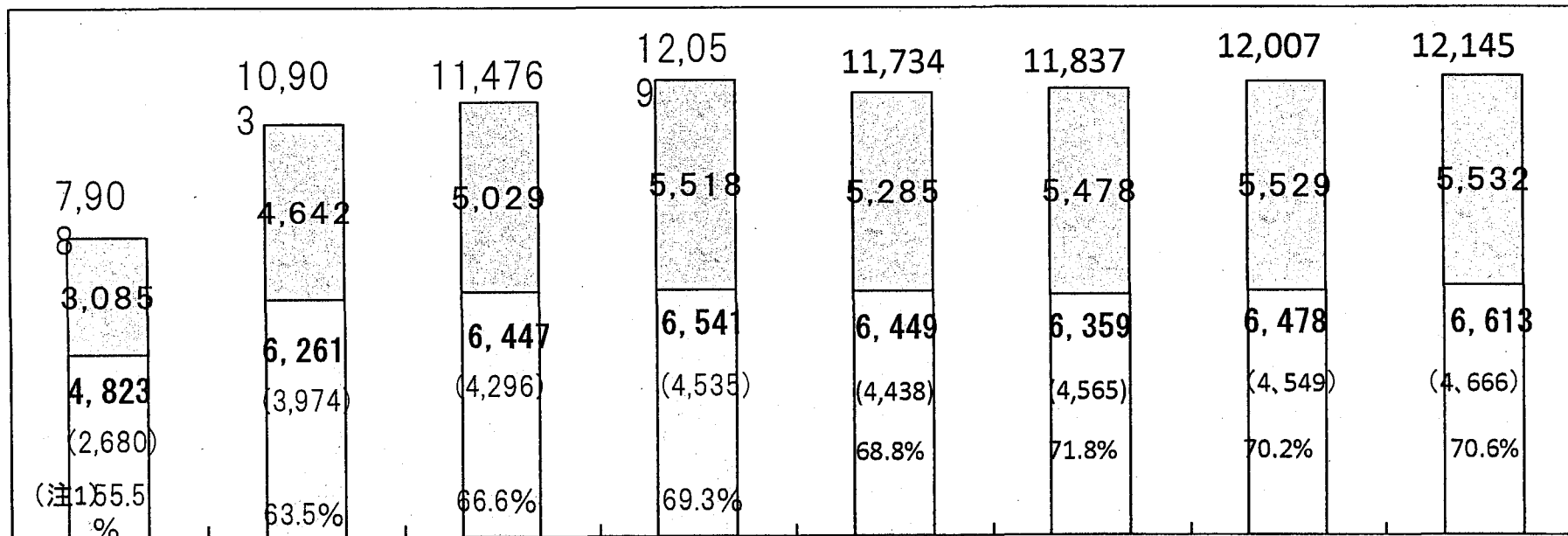
年度	13	14	15	16	17	18	19	20
1 北海道	566	560	811	829	837	817	828	886
2 青森	128	222	291	301	303	273	243	213
3 岩手	139	179	186	211	218	170	212	282
4 宮城	334	396	406	375	301	391	485	373
5 秋田	46	53	80	87	93	124	143	160
6 山形	84	99	91	130	136	129	129	188
7 福島	96	172	247	313	258	306	266	313
8 茨城	199	193	192	222	229	226	304	402
9 栃木	286	278	267	456	418	426	495	400
10 群馬	96	143	120	157	229	202	169	180
11 埼玉	110	206	245	339	286	204	195	246
12 千葉	698	497	595	419	487	542	671	608
13 東京	1,709	2,334	2,453	2,325	2,717	2,675	3,335	3,641
14 神奈川	1,625	2,546	3,051	2,947	3,322	3,057	3,234	3,468
15 新潟	96	159	218	242	239	211	238	214
16 富山	172	228	185	268	149	225	258	278
17 石川	100	42	206	209	235	255	287	427
18 福井	68	90	120	111	87	124	179	201
19 山梨	60	105	99	147	106	107	160	189
20 長野	140	582	666	705	940	819	793	723
21 岐阜	248	258	268	294	239	304	343	325
22 静岡	325	589	670	804	712	884	918	847
23 愛知	835	1,044	982	1,006	1,074	1,480	1,679	2,182
24 三重	306	666	434	466	405	410	335	372
25 滋賀	184	156	122	145	149	245	186	135
26 京都	119	186	259	277	247	252	215	223
27 大阪	568	761	655	678	615	604	678	606
28 兵庫	450	707	697	737	850	909	999	831
29 奈良	72	103	118	123	150	140	166	162
30 和歌山	148	105	140	192	219	302	320	296
31 鳥取	75	154	191	134	133	116	131	153
32 島根	151	82	145	139	147	275	262	211
33 岡山	144	130	168	161	129	147	124	187
34 広島	172	248	259	344	372	377	480	462
35 山口	96	171	169	195	229	191	185	206
36 徳島	65	102	111	121	82	106	102	101
37 香川	67	100	178	145	184	196	155	193
38 愛媛	88	84	101	147	165	176	199	194
39 高知	92	62	56	89	81	126	140	185
40 福岡	899	1,381	1,418	1,553	1,627	1,765	1,635	1,576
41 佐賀	67	93	44	78	81	73	86	73
42 長崎	178	202	204	223	200	274	235	316
43 熊本	244	272	288	315	364	472	456	461
44 大分	28	47	43	59	119	95	106	84
45 宮崎	81	133	132	95	140	157	198	163
46 鹿児島	325	249	239	259	212	362	197	310
47 沖縄	292	442	482	547	610	594	604	633
合計	13,071	17,611	19,102	20,119	21,125	22,315	23,758	24,879

(家庭福祉課調べ)

婦人相談所による一時保護

- 婦人相談所により一時保護された女性及び同伴家族の数を見ると、平成13年度から平成16年度にかけて増加し、その後は微増減の傾向。
- 主訴別内訳をみると、「夫等の暴力」を入所理由とするものの割合が6割～7割。
- 平均一時保護日数は14.5日(平成20年度)

一時保護された女性
 (うち夫等の暴力を理由とする者)
 同伴家族
 (件数)



H13年度 H14年度 H15年度 H16年度 H17年度 H18年度 H19年度 H20年度

注1) 夫等の暴力を入所理由とする者の割合。

婦人相談所一時保護所における「夫等の暴力」を主訴とする
一時保護件数(都道府県別)の推移

年度		13	14	15	16	17	18	19	20
1	北海道	164	276	309	320	312	267	279	290
2	青森	45	45	55	36	44	39	33	27
3	岩手	31	28	27	36	24	23	33	39
4	宮城	43	72	70	79	79	71	72	72
5	秋田	25	37	43	41	48	48	49	48
6	山形	21	31	41	38	28	30	24	32
7	福島	29	26	31	40	46	52	57	63
8	茨城	84	69	59	83	79	66	86	74
9	栃木	64	76	64	74	82	77	93	90
10	群馬	32	46	37	32	41	41	56	37
11	埼玉	103	114	137	133	138	120	139	165
12	千葉	103	196	127	129	110	90	131	105
13	東京	244	386	518	469	511	663	565	607
14	神奈川	111	301	427	420	408	390	372	384
15	新潟	33	47	64	67	43	51	43	34
16	富山	23	33	31	46	29	43	45	38
17	石川	23	42	41	47	51	57	37	53
18	福井	13	11	10	14	11	25	19	20
19	山梨	14	22	13	24	19	18	27	32
20	長野	37	33	39	37	55	41	48	46
21	岐阜	70	97	68	68	40	60	53	28
22	静岡	51	104	106	155	126	156	158	133
23	愛知	112	143	160	191	168	195	189	246
24	三重	56	74	70	55	55	60	61	59
25	滋賀	50	52	62	65	80	78	71	60
26	京都	74	124	119	149	117	124	118	122
27	大阪	261	303	340	374	308	286	350	410
28	兵庫	97	206	202	190	166	181	179	177
29	奈良	52	60	61	69	75	70	88	82
30	和歌山	38	27	60	77	65	62	42	59
31	鳥取	28	92	121	78	70	60	65	82
32	島根	20	22	22	29	37	57	50	40
33	岡山	43	53	48	60	75	60	57	70
34	広島	37	81	101	110	102	99	124	100
35	山口	22	50	49	45	45	52	29	34
36	徳島	22	30	40	41	38	35	44	39
37	香川	29	40	49	38	53	52	37	38
38	愛媛	15	23	20	32	44	35	36	46
39	高知	18	29	24	23	31	50	57	57
40	福岡	67	151	147	152	199	230	206	190
41	佐賀	19	34	16	48	46	38	49	29
42	長崎	39	29	44	56	52	51	54	53
43	熊本	51	37	31	48	55	71	41	60
44	大分	17	24	14	24	23	28	33	43
45	宮崎	27	45	47	38	69	54	30	28
46	鹿児島	31	49	33	46	36	45	42	44
47	沖縄	92	104	99	109	105	64	78	81
合計		2,680	3,974	4,296	4,535	4,438	4,565	4,549	4,666

(家庭福祉課調べ)

DV被害者の一時保護委託の状況

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 委託契約施設数は年々増加し、平成21年4月1日現在で261施設。
- 平成20年度における一時保護委託人数は、DVケース以外を含めて、3,916人。
(女性本人1,767人、同伴家族2,149人)である。
- DVケース以外を含めて、女性本人の平均在所日数15.0日となっている。

DV法第3条第4項に基づく一時保護の委託契約施設数(平成21年4月1日現在)

施設区分	母子生活支援施設	民間団体	児童福祉施設 (注1)	婦人保護施設	老人福祉施設	身体障害者施設	知的障害者施設	保護施設	その他	合計
か所数 (注2)	99 (96)	86 (90)	25 (25)	20 (20)	4 (4)	9 (8)	9 (9)	6 (6)	3 (3)	261 (261)

(注1) 母子生活支援施設を除く。(注2) ()内は、平成20年4月1日現在

DV被害者の一時保護委託

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設
- 平成20年度の一時保護委託人数は3,916人(本人1,767人、同伴家族2,149人)
- 委託契約施設数は、平成21年4月1日現在で261施設

DV法に基づく一時保護委託契約施設数(平成21年4月1日現在)

	婦人保護施設	母子生活支援施設	児童福祉施設 (母子生活支援施設を除く)	保護施設	老人福祉施設	身体障害者更生 支援施設	知的障害者 施設	民間団体	その他	計
北海道		3						8		11
青森県		1						1		2
岩手県										0
宮城県	1	1								2
秋田県	1	8								9
山形県		1	1		1					3
福島県		1						1		2
茨城県		1						1		2
栃木県		3						2		5
群馬県		6						2		8
埼玉県		2						9	1	12
千葉県		3						2	1	6
東京都	5							5		10
神奈川県								8	1	9
新潟県		2					1	1		4
富山県										0
石川県										0
福井県		1								1
山梨県										0
長野県		2					1	1		4
岐阜県		3								3
静岡県	1	3	1	1			3	6		15
愛知県	2	6						3		11
三重県	1	5	1			1				8
滋賀県		1						1		2
京都府		5						2		7
大阪府	1	2	4	1	1	1		4		14
兵庫県	2	4		2	2			8		18
奈良県		3								3
和歌山県		5	3			1		1		10
鳥取県		5				1		2		8
島根県		1		1		1	2	1		6
岡山県		2								2
広島県	1	1						2		4
山口県		1	2			1		1		5
徳島県			2			1	1	1		5
香川県										0
愛媛県		2								2
高知県		1						1		2
福岡県	2	4						3		9
佐賀県	1	1	1					3		6
長崎県			9					2		11
熊本県		1						2		3
大分県		1	1			1				3
宮崎県		2		1				1		4
鹿児島県	1	2						1		4
沖縄県	1						1	4		6
合計	20	96	25	6	4	8	9	90	3	261

婦人相談員の配置状況(平成21年4月1日現在)

(人)

	都道府県の 婦人相談員	市の婦人相談員	合 計	
1	北海道	4	33	37
2	青森	8	7	15
3	岩手	2	18	20
4	宮城	21	15	36
5	秋田	8	2	10
6	山形	9	13	22
7	福島	9	7	16
8	茨城	7	4	11
9	栃木	8	19	27
10	群馬	9	3	12
11	埼玉	24	9	33
12	千葉	35	30	65
13	東京	32	124	156
14	神奈川	16	41	57
15	新潟	6	10	16
16	富山	4	2	6
17	石川	3	3	6
18	福井	5	2	7
19	山梨	4	3	7
20	長野	12	7	19
21	岐阜	2	6	8
22	静岡	7	14	21
23	愛知	25	19	44
24	三重	8	16	24
25	滋賀	4		4
26	京都	20	1	21
27	大阪	11	8	19
28	兵庫	5	21	26
29	奈良	4		4
30	和歌山	12	1	13
31	鳥取	1	2	3
32	島根	10		10
33	岡山	13	14	27
34	広島	8	10	18
35	山口	6	5	11
36	徳島	6	2	8
37	香川	4	9	13
38	愛媛	4	6	10
39	高知	6		6
40	福岡	32	57	89
41	佐賀	3	2	5
42	長崎	7	6	13
43	熊本	2	18	20
44	大分	3	1	4
45	宮崎	4	4	8
46	鹿児島	4	7	11
47	沖縄	7	17	24
合 計	444	598	1,042	

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調)

DV関連事業の都道府県別実施状況

(平成21年度国庫補助金・負担金交付申請ベース)

事業区分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N
	休日夜間 電話相談 事業	暴力被害 者保護支 援ネット ワーク	担当職員 研修	専門通訳 者養成研 修事業	法的対応 機能強化 事業	婦人保護 施設退所 者自立生 活援助事 業	外国人婦 女子緊急 一時保護 経費	広域措置	心理担当 職員配置 (一時保 護所)	心理担当 職員配置 (婦人保 護施設)	夜間警備 体制(一 時保護 所)	夜間警備 体制(婦 人保護施 設)	同伴児童 の対応等 を行う職 員の配置 (一時保 護所)	同伴児童 の対応等 を行う職 員の配置 (婦人保 護施設)
1 北海道		◎	◎		◎				◎		◎		◎	
2 青森	◎	◎	◎			なし	◎	◎	◎	なし		なし		なし
3 岩手	◎	◎	◎		◎	◎		◎				◎		
4 宮城		◎	◎		◎		◎	◎	◎		◎	◎		
5 秋田	◎	◎	◎				◎		◎		◎		◎	
6 山形	◎	◎	◎				◎	◎	◎		◎			
7 福島	◎	◎	◎		◎		◎	◎			◎			
8 茨城	◎	◎	◎				◎	◎	◎		◎			
9 栃木	◎	◎	◎				◎	◎	◎		◎	◎		
10 群馬	◎	◎	◎		◎		◎	◎	◎		◎	◎		
11 埼玉	◎	◎			◎		◎	◎	◎	(一保と兼務)	◎	◎	◎×2	
12 千葉	◎	◎	◎				◎	◎	◎	◎(常勤)	◎		◎	
13 東京	◎	◎	◎		◎	◎×5	◎	◎	◎	◎×5	◎	◎×5	◎×2	◎×7
14 神奈川	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎		
15 新潟	◎	◎	◎		◎		◎	◎						
16 富山	◎	◎	◎			なし			◎	なし	◎	なし		なし
17 石川	◎	◎	◎					◎			◎			
18 福井														
19 山梨	◎	◎	◎				◎	◎						
20 長野	◎	◎	◎		◎		◎	◎			◎			
21 岐阜	◎	◎	◎				◎	◎	◎			◎	◎	
22 静岡	◎	◎	◎		◎				◎		◎			
23 愛知	◎	◎	◎		◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
24 三重	◎	◎	◎		◎		◎	◎	◎		◎			
25 滋賀	◎		◎		◎		◎	◎	◎		◎	◎		
26 京都	◎	◎	◎				◎	◎						
27 大阪	◎	◎	◎		◎	◎×2	◎	◎	◎	◎(常勤)	◎	◎×3	◎	◎×2
28 兵庫	◎	◎			◎		◎		◎					
29 奈良	◎	◎	◎			なし	◎		◎	なし	◎	なし		なし
30 和歌山	◎	◎	◎								◎			
31 鳥取		◎	◎	◎	◎	なし	◎	◎	◎	なし		なし		なし
32 島根		◎	◎		◎	なし	◎	◎	◎	なし	◎	なし		なし
33 岡山		◎	◎	◎			◎	◎	◎					
34 広島	◎	◎	◎		◎		◎	◎						
35 山口	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎			◎			
36 徳島	◎	◎	◎		◎		◎	◎	◎	◎(常勤)				
37 香川	◎	◎	◎		◎		◎	◎	◎		◎		◎	
38 愛媛	◎	◎	◎		◎		◎	◎			◎			
39 高知	◎	◎	◎			なし	◎	◎	◎	なし	◎	なし		なし
40 福岡	◎	◎	◎		◎		◎	◎			◎	◎×2		
41 佐賀								◎				◎		
42 長崎		◎	◎		◎			◎	◎		◎			
43 熊本	◎	◎	◎		◎	なし	◎	◎	◎	なし	◎	なし		なし
44 大分	◎	◎	◎		◎				◎		◎	◎		
45 宮崎	◎	◎	◎									◎		
46 鹿児島			◎					◎	◎			◎		
47 沖縄	◎		◎		◎		◎	◎	◎		◎	◎	◎	
合計	38	42	43	2	28	10	34	37	31	10	32	24	10(12人)	3(10人)

50施設中

50施設中

50施設中

50施設中

(注1)「◎」が国庫補助金交付(申請)県、「○」が単独事業実施県
(注2)事業区分E、I、Kの「なし」は、婦人保護施設がない県。

「人身取引対策行動計画2009」の概要

現行計画(平成16年12月策定)
在留資格「興行」に係る上陸許可基準の見直し、人身売買罪の創設、取締りの徹底、被害者への在留特別許可の付与を可能とする入管法の改正等各種施策を着実に実施 ⇒ 我が国の人身取引対策は大きく前進(人身取引事犯の減少、適切な被害者保護等)

国内情勢
被害者の在留資格について、「日本人の配偶者等」の割合が増加するなど、人身取引手口が巧妙化・潜在化しているとの指摘

国際的な関心の高さ
国連特別報告者の見解
「日本が多くの人身取引被害者の目的地国となっている」

⇒ 内外からの指摘を踏まえ、人身取引を取り巻く情勢に真摯に対応する必要

人身取引の実態把握の徹底

総合的・包括的な人身取引対策

- 1 人身取引の防止**
- (1) 潜在的被害者の入国防止
 - 出入国管理の強化
 - 偽変造文書対策の強化
 - (2) 在留管理の徹底を通じた人身取引の防止
 - 厳格な在留管理による偽装滞在・不法滞在を伴う人身取引事犯の防止
 - **不法就労対策を通じた人身取引の防止(※)**

- 2 人身取引の撲滅**
- (1) 取締りの徹底
 - 人身取引事犯の取締りの徹底
 - 売春事犯等の取締りの徹底
 - **児童の性的搾取に対する厳正な対応**
 - **悪質な雇用主、ブローカー等の取締りの徹底(※)**
 - (2) 国境を越えた犯罪の取締り
 - 外国関係機関との連携強化
 - 国際捜査共助の充実化

- 3 人身取引被害者の保護**
- (1) 被害者の認知
 - **潜在的被害者に対する被害者保護施策の周知**
 - **取締り過程における被害者の発見(※)**
 - (2) 被害者保護の徹底
 - 被害者としての立場への配慮
 - 被害者の法的地位の安定
 - (3) シェルターの提供と支援
 - 婦人相談所における母国語による通訳サービス
 - **被害者に対する法的援助に関する周知等**
 - (4) 被害者保護施策の更なる充実
 - **中長期的な保護施策に関する検討等**
 - **男性被害者の保護施策に関する検討**
 - (5) 帰国支援の推進
 - 被害者の帰国に際しての安全確認の実施

- 4 人身取引対策の総合的・包括的推進のための基盤整備**
- (1) 国際的取組への参画
 - 人身取引議定書の締結
 - (2) 国民等の理解と協力の確保
 - **人身取引に関連する行為を規制する法令の遵守の促進等**
 - **性的搾取の需要側への啓発**
 - (3) 人身取引対策の推進体制の強化
 - 関係行政機関職員の知識・意識の向上
 - **関係行政機関の連携強化・情報交換の推進**
 - **外国人施策の推進・検討のための枠組みとの連携**

注:太字は、新規に講ずる施策。※については、現行計画にも盛り込まれているが、内容の見直しを行ったもの。

厚生労働省における人身取引被害者への対応

厚生労働省雇用均等・児童家庭局（平成21年11月30日現在）

1 婦人相談所等における保護の状況

- 保護した被害者はすべて女性で合計270人。うち264人は婦人相談所が担当。その他の6人は児童相談所が担当（平成17年度5人・18年度1人）。
- フィリピン人・インドネシア人・タイ人の合計で全体の87%。
- 保護に至る相談経路の95%は警察もしくはは入国管理局。
- 18歳未満は計15人。最年少は15歳。平均年齢24.7歳。

○年度別保護実績（合計270人）

平成13年度 1人（タイ1人）
平成14年度 2人（タイ2人）
平成15年度 6人（タイ3人・フィリピン人3人）
平成16年度 24人（タイ15人・台湾4人・インドネシア3人・韓国1人・コロンビア1人）
平成17年度 117人（フィリピン64人・インドネシア40人・台湾6人・タイ4人・中国2人・韓国1人）
平成18年度 36人（インドネシア17人・フィリピン12人・タイ4人・台湾2人・韓国1人）
平成19年度 36人（フィリピン19人・韓国5人・タイ5人・インドネシア4人・ルーマニア1人・台湾2人）
平成20年度 39人（タイ人22人・フィリピン11人・台湾3人・中国2人・バングラデシュ1人）
平成21年度 9人（タイ人4人・フィリピン2人・中国2人・台湾1人）

○都道府県別保護実績（合計270人）

愛知県	54人	長野県	33人	千葉県	30人	東京都	**28人	栃木県	24人
秋田県	18人	島根県	14人	岐阜県	12人	広島県	*9人	鳥取県	9人
群馬県	9人	神奈川県	8人	大阪府	7人	福岡県	6人	茨城県	5人
兵庫県	4人	徳島県	3人	熊本県	2人				
新潟県・静岡県・大分県・鹿児島県・沖縄県	各1人								

*6人が島根県より移管のため合計には算入せず

**3人が群馬県より移管、1人が長野県からの保護依頼のため合計に算入せず

○一時保護委託実績（270人のうち91人）

平成17年4月1日～平成21年11月30日までに91人の一時保護委託を実施

内訳 婦人保護施設 *35人・母子生活支援施設32人・民間シェルター24人
児童自立援助ホーム1人

*うち1人は2回目の委託のため合計には算入せず

○平均保護日数 33.0日

2 被害者に対する支援

- 相談や支援における適切な母語通訳の確保
- 母国の文化を尊重した日常生活場面での支援
- 医師の診察や医療費の補助等による健康支援
- 必要に応じて弁護士等による法的対応支援
- 心理療法担当職員によるカウンセリング等の心理的ケア
- ※ 被害者の立場に立ち、適切に保護を行うには、警察、入国管理局、大使館 IOM（国際移住機関）等の関係機関との緊密な連携が欠かせない。

(案)

雇児発※※※※第※号
平成22年※月※日

各都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

婦人保護施設における人身取引被害者に対する支援体制の確保について

婦人保護事業の推進については、かねてから特段の御配意を煩わしているところであるが、婦人保護施設において、通訳者・ケースワーカー（外国人専門生活支援者）の派遣を外国人支援に実績のある民間団体等へ依頼した場合における当該経費や人身取引被害者（以下「被害者」という。）に係る医療費を支弁した場合における当該経費について国から予算の範囲内で補助を行うことにより、被害者の適切な支援を確保することとし、次のとおり実施方法を定め、平成22年度から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

1 趣旨

被害者の保護については、これまでも婦人相談所における一時保護において対応して来たところであるが、保護期間が中長期化するケースに対して適切に対応し、被害者の心身の安定・回復を図ることができるよう、婦人保護施設においても保護を実施することが求められている。このため、婦人保護施設において、通訳者・ケースワーカーを確保すること、また、被害者のニーズに応じて必要な医療を受けることにより、婦人保護施設における被害者への支援体制を確保することとする。

2 支援内容

(1) 通訳者・ケースワーカーの確保

被害者の状況や要望等に対応し、適切な支援を実施するため、通訳者・ケースワーカーの派遣を外国人支援に実績のある民間団体等へ依頼する。

① 通訳者

次のア～ウの条件をできるだけ満たす者とする。

- ア 被害者の母語に精通し、かつ、人身取引に関する知識を有する者
- イ 人身取引被害者への支援に取り組んでいる国際機関や民間団体職員等
- ウ 加害者と関係しない者

② ケースワーカー

次のア～ウの条件をできるだけ満たす者とする。

- ア 被害者の自国の生活様式、社会保障等に精通し、かつ、人身取引に関する知識を有する者
- イ 人身取引被害者への支援に取り組んでいる国際機関や民間団体職員等
- ウ 加害者と関係しない者

(2) 医療の受診等

被害者の状況や要望等に対応し、そのニーズを踏まえ、他法他制度が利用できない場合に医療機関における診察、検査、治療又は診断書の発行等の必要な医療を受けさせること。

3 運営の留意点等

- (1) 本支援事業の実施に当たっては、外国人支援に実績のある国際機関、民間団体、国際交流協会等関係機関と連携を密に図ること。
- (2) 本支援事業において、加害者側へ被害者の居所等の情報が漏洩することがないように個人情報の取扱いには十分留意すること。

4 経費

この通訳者・ケースワーカーの確保や医療費の支弁に要する経費については、平成15年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号厚生労働事務次官通知の別紙「婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱」によるものとする。

(案)

雇児発※※※※第※号
平成22年※月※※日

各都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業の実施について

婦人保護事業の推進については、かねてから特段の御配意を煩わしているところであるが、これまでも配偶者からの暴力被害者等に対する支援として婦人相談所において実施している「休日夜間電話相談事業」及び「法的対応機能強化事業」について、今般、別紙のとおり「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」を定めたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

なお、本通知の施行に伴い、平成17年11月11日雇児発1111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業の実施について」は廃止する。

別紙

休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱

1 休日夜間電話相談事業

(1) 趣旨

配偶者からの暴力（以下「DV」という。）は時間を選ばずに起き、婦人相談所にはDV被害者からの相談への対応が求められる。このため、休日（土曜日、日曜日又は祝祭日。以下同じ。）及び平日閉庁後の夜間の相談対応時間を拡大するなどの取組を進めることが必要であることから、婦人保護事業に精通した婦人相談員経験者等による電話相談員を配置し、休日及び夜間の相談体制の強化を図るものである。

(2) 事業内容

婦人相談所に婦人保護事業に精通した婦人相談員経験者等による電話相談員を配置し、休日及び夜間にDV被害者等からの電話相談に対応する。

(3) 実施方法

- ① 休日昼間における対応は、原則8時間以上実施することとする。
- ② 平日及び休日の夜間における対応は、原則4時間以上実施することとする。

(4) 留意事項

- ① 電話相談員に対して研修等を行い、個人情報 の適切な管理や守秘義務について周知徹底するとともに、電話相談員によるDV被害者等への「二次被害」が起きないように相談技術の向上等を図ること。
- ② 電話相談員のメンタルヘルスケアには、十分配慮すること。

2 法的対応機能強化事業

(1) 趣旨

婦人相談所は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第3項第5号において、保護命令制度の利用について、情報提供、助言、関係機関への連絡等の援助を行うこととされ、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等について助言を行うこととされている。また、人身取引被害者、外国人等を含むあらゆる女性に係る国籍、在留資格、離婚、多重債務等に関する民事手続や刑事手続などについての情報提供や調整等の対応が求められている。

このため、弁護士等による法的な調整や援助等を得ることにより、婦

人相談所の援助を円滑に行うことができるようにするものとする。

(2) 事業内容

- ① 本事業は、婦人相談所がDV問題や人身取引被害を含めた外国人問題等に関して熱意を有する弁護士等の協力を得て実施するものとする。
- ② 弁護士等の役割は、次に掲げるいずれかとする。
 - ア 婦人相談所におけるDV被害者や人身取引被害者等からの相談に対して、必要に応じて法的対応に関する助言や関係者との調整等を実施。
 - イ 婦人相談所の職員からの相談に対して、必要に応じて法的対応に関する助言や関係者との調整等を実施。

(3) 実施方法

婦人相談所において、弁護士等を非常勤職員として配置するほか、適宜、必要に応じた法的な調整や援助等を得る契約を弁護士等との間で結ぶこともできるものとする。

3 実施主体
都道府県

4 国の助成

1及び2に定める事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。